

行政改革推進審議会 会議概要

第 10 回会議	
開催日時	平成 19 年 6 月 27 日（水）14 時 00 分 ～16 時 05 分
開催場所	市役所 大会議室 B
出席委員	7 名出席（2 名欠席）
出席職員	市長・市長公室長 行政改革課職員 3 名
協議概要	<p>1 具体的な改革項目についての協議</p> <p>○公用車の一元管理による経費削減 （行政改革課職員より説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在 216 台の公用車輛を管理しており、特定車や特殊車輛を除き、122 台が一般車輛である。このうち、管財課が管理している共用車輛 12 台以外は各課に配車されており、車検、法定点検等各課で管理している。合併後、管理車輛が増え、本庁については車庫に入りきらない車輛が約 3 分の 1 ある。</li> <li>・各公用車の稼働率を調査したところ、稼働率の低い車輛が多くみられた。しかし、これまでは災害発生時など公用車が最大限稼働するケースを想定し、台数の削減になかなか取り組めなかった</li> <li>・平成 18 年度末に、人事課が「私用車の公務使用についての基準」を定め、最大稼働時等公用車が不足する場合の代替措置（私用車の使用）が可能になったことから、今後は、公用車の台数を大幅に削減していく。</li> <li>・特定車、特殊車輛及び専ら訪問・収納事務に使用する車輛を除き、公用車を管財課で一元管理することで、1 台あたりの稼働率の上昇による台数削減及び車検費用等管理経費のコスト削減に取り組んでいく。</li> <li>・今年度中に詳しい稼働率の調査等準備を整え、来年度から一元管理を開始し、減車を実行していく。今のところ、具体的な減車目標台数は設定していないが、少なくとも車庫に収まりきる台数にまでは削減することになっている。</li> <li>・併せて、レンタカー、タクシー及び運転業務委託の活用による公用車の減車も積極的に検討する。</li> </ul> <p>（委員からの主な意見、質疑応答等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車は買取りか。リースなのか。 ⇒古い車輛は全て購入車輛である。近年は、購入とリースを併用している。</li> <li>・公用車の運転日誌等はきちんと記入を義務付けているのか。日誌の記入は、職員意識の改善の面からも絶対必要である。 ⇒現在、共用として管財課が管理している 12 台については簡易な運転日誌をつけているが、その他の車両については曖昧であ</li> </ul>

り、つけていない車両も多いと思われる。確かに大切なことであるので、早急に取り組みたい。

- ・私用車の公務使用という観点ではなく、通勤車両の把握という意味で、職員の任意保険加入状況等を把握してはいないのか。通勤途中の事故となると、当然、雇用者の責任も生じてくるので必要なことであるはずだ。

⇒ナンバーの届出は義務付けているが、任意保険の加入状況等については、把握していない。改善していく。

- ・バイクや自転車の使用により、経費節減もできるのではないか。⇒自転車の使用については、放置自転車の再利用（エコバイク）も兼ねて本庁に配備し、近距離の移動に利用している。

- ・考え方は良いので、もっと具体的な削減計画を持って早期に取り組むべきである。最大稼働率をベースに適正台数を設定するのではなく、通常ベースで目標削減台数を設定し、災害発生時やイベント等有事の際に借入れ可能なレンタカーを確保するなど、各課所有という既得権廃止に向けた積極的な取り組みを実施するべきである。

## 協議概要

### ○売却処分も含めた財産運用指針の作成

(行政改革課職員より説明)

- ・財産の管理運用に関する統一的な基準がなく、公共用地の先行取得に関しては、原則として基本計画に基づく実施計画に沿って行ってきた。
- ・しかしながら、計画の未熟さ、価格設定の曖昧さという点は否めず、更には、社会経済情勢及び財政状況等の変化に伴う計画の変更や事業着手の見送り等により、事業未着手の長期保有土地を多く抱える結果となった。
- ・先行取得に対する財源は、土地開発基金や金融機関からの借入れであるが、事業未着手により一般会計による買戻しが行われない状態では、基金への積戻しや金融機関への償還ができない状況である。
- ・また、事業計画の見直し等により不必要になった土地を売却しようとしても、実勢価格と市が売りたい価格（簿価）との乖離が大きく、売却後も基金への積戻しや金融機関への償還について、一般会計の負担が生じてしまう。
- ・このまま手をこまねているわけには行かないので、不要財産の積極的な売却も含め、財産の管理運用全般に関する統一的な基準を作成し、適正な管理運用に努めていく。
- ・併せて、売却可能な土地についての詳細な情報（場所、価格、平面図、面積等）を定期的に公開することで、売却処分の早期化を実現し、取得に要した財源回収に努めていく。

(委員からの主な意見、質疑応答等)

協議概要

- ・大変深刻な問題である。特に、土地開発公社における長期保有は金利負担の更なる増加を招くので、早期の解決が必要である。  
⇒確かにそのとおりであるが、簿価を下回る価格での売却については、一般会計の補填負担が生じるので、常に財政状況と照らし合わせながら実施していきたい。ここ数年間は財政的に取組めないであろうが、団塊の世代の大量退職後には財政状況が少しずつ上向いていく予定なので、長期的な計画で少しずつでも解決していきたい。
- ・企業団地の造成に係る負担は、土地開発公社がしているのではないかと。そうならば、早急な企業誘致が必要である。価格を値下げしてでも、早期の誘致を実現すべきである。  
⇒小野田・楠企業団地については、造成経費を土地開発公社が負担している。財源は金融機関からの借入れで毎年の利息負担が約2,300万円であるが、これについては一般会計が利子補給している。値下げによる売却については、簿価割れによる一般会計の補填負担を生じるので、今のところ考えてはいない。将来的には、一般会計の財政状況を勘案しながら検討していきたい。
- ・企業団地については売却ばかりを考えず、貸付けも検討すべきである。  
⇒既に貸付けについても制度化しているが、それでも企業進出にはいたっていない。
- ・土地開発公社の問題も含めて、これまで述べ10回にわたり市の抱える様々な問題について内容説明を受け、対策案を協議してきたが、これらを全庁的に連携しながら確実な実行に移していくには、それを強烈に推進して実現に導く組織体制が必要である。現在の行政改革課の位置づけと体制では、荷が重過ぎるといえるか、実現できないのではないかと。  
⇒推進組織体制の見直しについては、行政改革が実りのあるものとなるよう、今後の課題として検討する。  
また、行政改革推進審議会の委員の任期は2年なので、行政改革大綱及びアクションプラン策定後も、定期的に(3ヶ月に1回程度)取組状況について、事情聴取し検証してほしい。

2 その他

次回以降の開催予定

7月6日(金) 14:00～ 市役所第一委員会室

7月12日(木) 14:00～ 市役所第一委員会室

協議概要

協議概要	
------	--